

一般社団法人日本システムエンジニアリング協会

定 款

(令和 2 年 4 月 3 日 設立登記)

(令和 2 年 8 月 1 日 改 正)

目 次

第 1 章 総則 (第 1 条-第 8 条)	1
第 2 章 会員及び特別会員 (第 9 条-第 21 条)	2
第 3 章 役員 (第 22 条-第 25 条)	4
第 4 章 会員総会, 議員総会及び理事会	
第 1 節 会員総会 (第 26 条-第 32 条)	5
第 2 節 議員総会 (第 33 条-第 39 条)	7
第 3 節 理事会 (第 40 条-第 45 条)	8
第 5 章 委員会 (第 46 条-第 48 条)	10
第 6 章 議員補佐、顧問及び参与 (第 49 条-第 51 条)	10
第 7 章 事務局 (第 52 条-第 54 条)	11
第 8 章 管理 (第 55 条-第 57 条)	11
第 9 章 会計 (第 58 条-第 62 条)	12
第 10 章 解散及び清算 (第 63 条-第 66 条)	13
附 則	13

第1章 総則

第1条 (名称)

当協会は、一般社団法人日本システムエンジニアリング協会と称する。

第2条 (目的)

当協会は、非営利団体として企業・個人・教育機関・官公庁と密に連携して、日本のモノづくりの事業基盤を整備すること等によって、ICT利活用の促進、情報技術人材の育成支援、健全な情報処理サービス業界の発展を図り、もって経済・社会の進歩・向上に寄与することを目的とする。

第3条 (法人格)

当協会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）（以下「一般法人法」と言う。）の規定に基づく法人である。

第4条 (事務所の所在地)

当協会の事務所は、大阪府大阪市に置く。

第5条 (原則)

- 1 当協会は、営利を目的としない。
- 2 当協会は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行わない。
- 3 当協会は、これを特定の政党のために利用しない。

第6条 (事業)

当協会は、その目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 全国の会員の意見を総合して公表し、国会、行政庁等に具申し、又は建議すること
- (2) 行政庁等の諮問に応じて、答申すること
- (3) ITに関する調査研究を行うこと
- (4) ITに関する情報又は資料の収集又は刊行を行うこと
- (5) ITに関する技術及び技能の普及又は検定に関する指導を行うこと
- (6) 国内及び国外においてITに関する競技等を開催し又はこれらの開催のあっせんを行うこと
- (7) 開発の相談に関し連絡又はあっせんを行うこと
- (8) 共同受注に関する事業を行うこと
- (9) 開発案件に関する事業を行うこと
- (10) IT人材に関する事業を行うこと
- (11) モノづくりを支援する事業を行うこと
- (12) 国内におけるIT業界の団体との提携又は連絡を行うこと

- (13) 国外における IT 業界その他の団体等との提携又は連絡を行うこと
- (14) 国際親善に関する事業を行うこと
- (15) 前各号に掲げるもののほか、当協会の目的を達成するために必要な事業を行うこと

第7条（公告）

当協会の公告は、当協会の掲示場に掲示して行う。

第8条（規約）

この定款で定めるもののほか、業務の執行に必要な事項は、会員総会の決議を経て規約で定める。

第2章 会員及び特別会員

第9条（会員）

当協会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする法人（外国法人も含む）、団体（協同組合、経済団体等）、個人事業主を問わず、当協会の会員となることができる。

第10条（特別会員）

次に掲げるものは、当協会の特別会員となることができる。

- (1) ITに関する全国的組織の団体
- (2) 公共企業体又は全国の IT 業界に密接な関係を有する法人であって、公共の利益を図ることを主たる目的とするもの

第11条（加入）

- 1 会員又は特別会員となることを希望するものは、別途会員総会で定めた加入手続きにより、加入の申込をしなければならない。
- 2 前項の加入の諾否は、理事会において決定する。
- 3 理事会は、前項の諾否を決定するときは、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき不当な条件を付してはならない。
- 4 第2項の規定により理事会の承諾を得たものは、所定の会費を納めたときに会員又は特別会員となる。

第12条（会員の議決権）

- 1 会員は、各々1個の議決権を有する。
- 2 特別会員は、議決権を有しない。
- 3 会員は、あらかじめ通知のあった事項につき、会員が記名押印した書面又は代理人をもって、議決権を行使することができる。
- 4 前項の規定により議決権を行使するものは、出席者とみなす。

- 5 第 3 項の代理人は、その代理権を証する書面を、議決権を行使する前に、当協会に提出しなければならない。

第 13 条（会員の選挙権）

- 1 会員は、別に定める規約により、当協会の議員の選挙権を有する。
- 2 特別会員は、議員の選挙権を有しない。
- 3 前条第 3 項から第 5 項までの規定は、選挙権について準用する。

第 14 条（会員の被選挙権）

- 1 会員は、別に定める規約により、当協会の議員に選任される権利を有する。
- 2 会員は、当協会の理事又は監事に選任される権利を有する。
- 3 特別会員及びその代表者は、前 2 項の権利を有しない。

第 15 条（会員のその他の権利）

会員は、前 3 条に規定する権利のほか、次に掲げる権利を有する。

- (1) 当協会の委員会の委員に選任されること
- (2) 当協会より情報を受け、資料及び刊行物の配布を受けること
- (3) 当協会の施設を利用すること
- (4) 前 2 号に掲げるもののほか、当協会の行う事業により便益を受けること
- (5) 当協会の定款、規約及び会員総会の議事録並びに事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録の閲覧を求めること
- (6) 総会員の 10 分の 1 以上の同意を得て、何時でも理事長に対し、当協会の会計に関する帳簿及び書類の閲覧を求めること

第 16 条（特別会員の権利）

特別会員は、前条第 1 号から第 5 号に掲げる権利を有するほか、会員総会に出席して意見を述べることができる。

第 17 条（会費）

- 1 会員及び特別会員は、毎年所定の納期までに会費を納入しなければならない。
- 2 会費の金額及びその払込の方法その他必要な事項は、会員総会の議決を経て別に定める。

第 18 条（過怠金）

- 1 当協会は、会員又は特別会員であって、会費の納入その他当協会に対する義務を怠った会員に対して、理事会の議決を経て、過怠金を課することができる。
- 3 前項の過怠金の金額その他の必要な事項は、会員総会の決議を経て別に定める。

第 19 条（会員権等の停止）

- 1 当協会は、会員又は特別会員であって、会費の延滞が 6 月に及ぶものその他会員又は特別会員たる義務を怠ったものに対して、議員総会の決議を経て、その権利の行使を停止することができる。
- 2 前項の規定による権利の行使の停止は、その権利の行使を停止されたものにその旨を

通知しなければ、これをもってその会員又は特別会員に対抗することができない。

第20条（脱退）

- 1 脱退を希望する会員又は特別会員は、60日前までに別に定める規程によって、手続きを行わなければならない。
- 2 会員又は特別会員は、次の事由によって脱退する。
 - (1) 会員又は特別会員たる資格の喪失
 - (2) 解散
 - (3) 除名

第21条（除名）

- 1 当協会は、次の各号の一に該当する会員又は特別会員を、会員総会の決議によって除名することができる。この場合は、その会員又は特別会員に対して、その会員総会の会日の14日前までにその旨を通知し、会員総会において、弁明の機会を与えなければならない。
 - (1) 1年以上にわたって会費の納入その他会員又は特別会員たる義務を怠ったもの
 - (2) 当協会の体面を傷つけ、又はその目的遂行に反する行為を行ったもの
- 2 第19条第2項の規定は、会員の除名について準用する。
- 3 除名されたものは、除名された日から少なくとも6月間は当協会の会員又は特別会員となることができない。

第3章 役員

第22条（役員）

- 1 当協会に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 4名以上8名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 前項の役員は、会員総会の決議によって選任する。
- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えるものであってはならない。

第23条（役員の内免）

- 1 理事及び監事は、会員総会において、会員の中から選任し、又は解任する。
- 2 前項に規定するもののほか、役員の内免及び解任について必要な事項は、会員総会の決議を経て別に定める。
- 3 次の各号の一に該当する者は、役員になることができない。
 - (1) 成年被後見人又は被保佐人

- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 未成年者
- (4) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過するまでの者

5 監事は、理事又は職員の職を兼ねることができない。

第 24 条（役員任期）

- 1 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。
- 3 役員は、再任されることができる。
- 4 役員は、任期終了後、後任者の就任するまで引き続きその職務を行うものとする。
- 5 補欠で選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第 25 条（報酬等）

理事及び監事に対して、会員総会において別に定める報酬等の基準に従って算定した額を支給することができる。

第 4 章 会員総会、議員総会及び理事会

第 1 節 会員総会

第 26 条（会員総会）

- 1 当協会に、会員総会を置く。
- 2 会員総会は、会員をもって組織する。
- 3 役員は、会員総会に出席して意見を述べるることができる。

第 27 条（会員総会の招集）

- 1 会員総会は、通常会員総会及び臨時会員総会の 2 種とし、理事長が招集する。
- 2 通常会員総会は、毎年 3 月及び 6 月を常例とし、臨時会員総会は、第 4 項に規定する場合のほか、理事長が必要と認めたときに開催する。
- 3 前項の臨時会員総会を招集する場合は、理事会の同意を得なければならない。ただし、理事会に付議するいとまがない場合は、この限りではない。
- 4 会員が総会員の 5 分の 1 以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して会員総会の招集を請求したときは、理事長は、その請求のあった日から 30 日以内に臨時会員総会を招集しなければならない。

- 5 会員総会の招集は、少なくとも会日の 10 日前までに、各会員に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所につき、その通知を発しなければならない。

第 28 条（会員総会の決議事項）

次に掲げる事項は、会員総会の議決を経なければならない。ただし、第 9 号から第 12 号までの事項については、会員総会の議決を経て、議員総会に委任することができる。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び解散後の財産の処分
- (3) 会員の除名
- (4) 議員の解任
- (5) 次に掲げる事項に関する規約の設定、変更及び廃止
 - (イ) 会費の金額、払込方法その他会費に関すること
 - (ロ) 選挙に関すること
- (6) 理事及び監事の選任又は解任
- (7) 第 56 条第 1 項の規定による決算関係書類の承認
- (8) 解散後における財産処分の方法の決定
- (9) 次に掲げる事項に関する規約の設定、変更又は廃止
 - (イ) 加入手続
 - (ロ) 過怠金の金額その他過怠金に関すること
 - (ハ) 役員及び議員の選任又は解任に関すること
 - (ニ) 委員会について必要な事項
 - (ホ) 使用料又は手数料に関すること
 - (ヘ) その他当協会の業務の執行について必要な事項
- (10) 事業計画又は収支予算の決定又は変更
- (11) 特別会員の除名
- (12) 解散後における会費の徴収
- (13) 理事、監事及び議員に関する報酬等の基準

第 29 条（会員総会の議長）

- 1 会員総会の議長は、理事長をもってあてる。
- 2 理事長に事故があるとき又は欠員のときは、副理事長が議長となる。
- 3 理事長及び副理事長に事故があるとき又は欠員のときは、出席者の互選によって議長を定める。

第 30 条（会員総会の議事）

- 1 会員総会は、第 31 条に規定する場合を除き、総会員の 3 分の 1 以上の出席がなければ、議事を開き、決議することができない。
- 2 会員総会の議事は、第 4 項ただし書及び第 31 条に規定する場合を除き、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 3 会員総会における会員の議決権は各々1個とする。
- 4 会員総会においては、第27条第5項の規定により、あらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、出席者の3分の2以上の同意があった場合には、この限りでない。
- 5 第12条第3項から第5項までの規定は、会員総会の選挙について準用する。
- 6 会員総会においては、延期又は続行の決議をすることができる。この場合においては、第27条第5項の規定は適用しない。

第31条（会員総会の特別議決方法）

次に掲げる事項は、会員総会において総会員の過半数が出席し、その出席者の3分の2以上の多数による決議を必要とする。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) 会員の除名
- (5) 議員の解任

第32条（議事録）

- 1 会員総会の議事については、議事録を作らなければならない。
- 2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長並びに出席した役員及び会員各1人以上が署名しなければならない。

第2節 議員総会

第33条（議員）

- 1 議員は、会員が会員のうちから選任する。
- 2 議員の定数は、3名以上30名以内とする。
- 3 議員の選任又は解任について必要な事項は、会員総会の決議を経て別に定める。

第34条（議員総会）

- 1 当協会に、議員総会を置く。
- 2 議員総会は、議員及び役員をもって組織する。
- 3 役員は、議員総会に出席して意見を述べることができる。
- 4 議員総会における議員議決権は各々1個とする。

第35条（議員の任期）

- 1 議員の任期は、3年とする。その期間は議員改選年の9月1日から3年後の8月31日までとする。
- 2 議員は、再任されることができる。
- 3 議員は、任期終了後、後任者の就任するまで引き続きその職務を行うものとする。

4 補欠で選任された議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第36条（議員の解任）

- 1 会員総会の決議によって、次の各号の一に該当する議員を解任することができる。
 - (1) 職務の遂行にたえないと認める議員
 - (2) 会費の納入その他当協会に対する義務を怠った議員
 - (3) 当協会の体面を傷つけ、又は当協会の目的遂行に反する行為を行なった議員
- 2 第19条第2項及び第21条第1項後段の規定は、議員の解任について準用する。

第37条（議員総会の決議事項）

- 1 次に掲げる事項は、議員総会の決議を経なければならない。
 - (1) 会員総会に提案すべき事項
 - (2) 会員又は特別会員の権利の行使の停止
 - (3) 第28条第9号から第12号までに掲げる事項であって、第28条ただし書の規定により会員総会から委任を受けた事項
 - (4) 第28条第9号から第12号までに掲げる事項であって、会員総会に付議するいとまがない緊急なもの
 - (5) 理事の選任及び解任の同意
- 2 前項第4号の事項についての決議は、次の会員総会に報告し、その承認を求めなければならない。

第38条（報酬等）

議員に対して、会員総会において別に定める報酬等の基準に従って算定した額を支給することができる。

第39条（準用規定）

第27条、第29条、第30条（第3項を除く。）、第32条の規定は、議員総会について準用する。

第3節 理事会

第40条（理事会）

- 1 当協会に、理事会を置く。
- 2 理事会は、理事及び監事をもって組織する。
- 3 理事会には、理事長1名、副理事長1名、専務理事1名、常務理事1名を置く。
- 4 理事会には、副理事長補佐を置くことができる。
- 5 前2項の役職は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。
- 6 理事長は、必要があると認めるとき又は各理事が請求したときは、会議の日時及び場所につき通知を發して理事会を招集しなければならない。

第 41 条（役員職務及び権限）

- 1 理事長は、当協会を代表し、所務を総理する。
- 2 前項の理事長は、一般法人法上の代表理事とする。また、この項目以外で本定款にて規定している理事長もまた同じとする。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、あらかじめ理事長の定める順位により、理事長に事故があるときはその職務を代行し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して所務を掌理し、理事長又は副理事長に事故があるときはその職務を代行し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 5 常務理事は、理事長、副理事長又は専務理事を補佐して所務を掌理し、理事長、副理事長及び専務理事に事故があるときはその職務を代行し、理事長、副理事長又は専務理事が欠員のときはその職務を行う。
- 6 副理事長補佐は、理事長を補佐し、当協会の事業遂行に関する重要事項に参画する。
- 7 理事は、専務理事及び常務理事を補佐して所務を処理する。
- 8 監事は、当協会の業務及び経理を監査し、その監査の結果を会員総会に報告する。

第 42 条（理事会の決議事項）

- 1 次に掲げる事項は、理事会の決議を経なければならない。
 - (1) 議員総会に提案すべき事項
 - (2) 第 28 条第 9 号、第 11 号及び第 12 号に掲げる事項であって、会員総会又は議員総会に付議するいとまがない緊急なもの
 - (3) 臨時会員総会の招集の同意
 - (4) 会員及び特別会員の加入の諾否
 - (5) 会員及び特別会員に対する過怠金の賦課
 - (6) 顧問の委嘱並びに参与の委嘱及び解任の承認
 - (7) 事務局及び職員に関して必要な事項
 - (8) その他当協会の業務の執行に必要な事項
- 2 前項第 2 号の事項についての決議は、次の会員総会（第 37 条第 1 項第 3 号の事項については議員総会）に報告し、その承認を求めなければならない。

第 43 条（招集）

- 1 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があったときは、各理事が招集する。

第 44 条（決議）

- 1 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定に関わらず、一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

第 45 条（議事録）

- 1 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 委員会

第 46 条（委員会）

当協会に、その目的達成に必要な重要事項を審議するために、委員会を置くことができる。

第 47 条（委員会の組織）

- 1 委員会に、委員長 1 名及び委員を置く。
- 2 委員会に、副委員長を置くことができる。
- 3 委員長、副委員長及び委員は、理事長が、会員及び特別会員並びに委員会の審議事項に関して学識経験のある者のうちから理事会の承認を得て委嘱する。

第 48 条（委員会の運営に必要な事項）

前 2 条に規定するもののほか、委員会について必要な事項は、会員総会の決議を経て別に定める。

第 6 章 議員補佐、顧問及び参与

第 49 条（議員補佐）

- 1 協会は、議員補佐を 18 名以内置くことができる。
- 2 議員補佐は、当協会の事業の円滑な遂行に参画する。
- 3 議員補佐は、議員総会の同意を得て、理事長が会員のうちから選任し、又は解任する。
- 4 第 33 条第 3 項及び第 35 条の規定は、議員補佐について準用する。

第 50 条（顧問）

- 1 協会に、顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、当協会の目的達成に必要な重要事項について理事長の諮問に応ずる。
- 3 顧問は、学識経験のある者及び当協会に功労のあった者のうちから理事長が理事会の承認を得て委嘱する。
- 4 顧問の任期は、3 年とする。その期間は役員・議員改選年の 9 月 1 日から 3 年後の 8 月 31 日までとする。

第 51 条 (参 与)

- 1 当協会に、参与を置くことができる。
- 2 参与は、当協会の事業遂行に関する重要事項に参与する。
- 3 参与は、学識経験のある者のうちから理事長が理事会の承認を得て委嘱し又は解嘱する。
- 4 参与の任期は、3 年とする。その期間は役員・議員改選年 9 月 1 日から 3 年後の 8 月 31 日までとする。

第 7 章 事務局

第 52 条 (事務局)

当協会に、事務局を置く。

第 53 条 (事務局長及び職員)

- 1 事務局に、事務局長 1 名、事務局長補佐 1 名のほか、必要な職員を置く。
- 2 事務局長は、専務理事及び常務理事の命を受け、庶務を統轄する。
- 3 職員は、事務局長の指揮を受け、庶務を処理する。
- 4 事務局長は、理事長が任免する。事務局長補佐は協会設立者が任免する。

第 54 条 (事務局及び職員に関する必要な事項)

前 2 条に規定するもののほか、事務局及び職員について必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第 8 章 管 理

第 55 条 (定款その他の書類の備付け及び閲覧)

- 1 理事長は、定款及び規約並びに 10 年間の会員総会・理事会議事録を当協会の事務所に備えて置かなければならない。
- 2 理事長は、会員が第 15 条第 5 号の規定に基づき、前項の書類の閲覧を求めたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

第 56 条 (決算関係書類の提出、備付け及び閲覧)

- 1 理事長は毎事業年度、6 月の通常会員総会（以下本条において同じ。）の会日の 7 日前までに、前事業年度における次の書類を作成し、監事に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

- (2) 貸借対照表
 - (3) 収支決算書
 - (4) 財産目録
- 2 監事は、前項の規定により書類の送付を受けたときは、通常会員総会の会日の前日までに、意見書を理事長に提出しなければならない。
 - 3 理事長は、前項の監事の意見書を添えて第 1 項の書類を通常会員総会に提出し、その承認を求めなければならない。
 - 4 理事長は、毎事業年度、通常会員総会の会日の 7 日前までに、第 1 項の書類を事務所に備えておかなければならない。
 - 5 理事長は、会員が第 15 条第 5 号の規定に基づき第 1 項の書類の閲覧を求めたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

第 57 条（会計帳簿等の閲覧）

理事長は、会員が第 15 条第 6 号の規定に基づき会計に関する帳簿及び書類の閲覧を求めたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

第 9 章 会 計

第 58 条（事業年度）

当協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 59 条（収入）

当協会の経費は、会費、使用料、手数料、その他の収入をもってあてる。

第 60 条（会費）

- 1 会費は、毎事業年度所定の納期に徴収する。
- 2 納入期日を経過した会費は、如何なる事由がある場合においても、その徴収を免除しない。
- 3 既納の会費は、如何なる事由がある場合においても返戻しない。

第 61 条（使用料及び手数料）

当協会は、施設その他の物の使用又は証明、鑑定、検定、検査、調査その他の事項の実施について、会員総会の議決を経て別に定めるところにより、使用料又は手数料を徴収する。

第 62 条（剰余金の不分配）

当協会は、剰余金の分配を行わない。

第 10 章 解散及び清算

第 63 条（解 散）

当協会は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 会員総会の決議
- (2) 破産手続開始の決定

第 64 条（清算人の選任）

清算人は、前条第 1 号の規定による解散の場合には、会員総会において選任する。

第 65 条（財産処分の方法）

- 1 清算人は、就任の日より 6 月以内に財産処分の方法を定め、会員総会の決議を得て、執行する。
- 2 当協会が解散による清算を行う場合において有する財産は、会員総会の決議を経て、国、地方公共団体及び租税法特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益社団法人・公益財団法人等に贈与するものとする。

第 66 条（解散後における会費の徴収）

当協会は、解散後であっても、会員総会の決議を得て、その債務を完済するに必要な限度において、会費を徴収することができる。

附 則

（実施の時期）

- 1 この定款は、令和 2 年 4 月 3 日から実施する。

附 則

この定款は、会員総会の決議の日から施行する。（令和 2 年 8 月 1 日決議）